

学校法人佐藤栄学園平成国際大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

(平成27年8月21日策定)

平成国際大学

学長 堂ノ本 眞

公的研究費の原資は国民の税金であり、大学における科学研究は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられています。

研究費の不正使用は社会からの信頼に反する行為であり、研究費の管理については、大学の責任において適正に行わなければなりません。研究費の不正使用が起これば、研究者はもとより、その研究者が属する研究機関にも制裁が及ぶことに加えて、大きくは国の科学技術振興政策にまで悪影響が及びます。本学で研究活動を行っている研究者が、研究費を使用し研究を行うにあたり、研究費の不正使用とならないよう、不正使用を誘発する要因を除去し、抑制機能を有する環境・体制構築を図るため、基本方針を次のとおり定めます。

- 1 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
- 2 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正を発生させる要因の把握及び不正防止計画の策定・実施を図り、継続的に実施する。
- 3 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を行う。
- 4 関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
- 5 研究費の不正が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。